

広島県告示第九百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名      | 供用を開始する区間                                 | 供用を開始する日   |
|----------|---|------------|
| 一般国道三二七号 | 尾道市因島中庄町字沖田六四七番二地先から尾道市因島中庄町字時森三二七二番一地先まで | 平成二〇年一月二七日 |